

# 吸収分割に係る事後開示書面

株式会社ダイセル

ダイセルミライズ株式会社

2021年10月1日

2021年10月1日

## 吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社／会社法791条1項及び会社法施行規則189条に基づく事後備置書面)

(承継会社／会社法801条1項及び会社法施行規則201条に基づく事後備置書面)

(分割会社) 大阪市北区大深町3番1号

株式会社ダイセル

代表取締役社長 小河 義美

(承継会社) 東京都港区港南2丁目18番1号

ダイセルミライズ株式会社

代表取締役社長 黒澤 和哉

株式会社ダイセル（以下「ダイセル」という。）及びダイセルミライズ株式会社（以下「ダイセルミライズ」という。）は、2021年7月15日付吸収分割契約に基づき、2021年10月1日をもって、ダイセルミライズがダイセルの樹脂コンパウンド事業（ただし生産事業を除く。）に関する権利義務を吸収分割により承継（以下「本件吸収分割」という。）いたしました。

よって、会社法791条1項、801条1項等の法令の定めに従い、後記のとおり本件吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、分割会社であるダイセルにおいては会社法784条2項に規定される簡易分割、承継会社であるダイセルミライズにおいては会社法796条1項に規定される略式分割及び同条2項に規定される簡易分割となるため、いずれも株主総会の承認を経ずに行ったものであります。

## 記

### 1 本件吸収分割が効力を生じた日

2021年10月1日

### 2 分割会社における債権者保護手続き等に関する手続の経過

#### (1) 株主の差止請求（会社法784条の2）

会社法784条2項に規定される簡易分割に該当する場合のため、同法784条の2ただし書きにより、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法785条）

会社法784条2項に規定される簡易分割に該当する場合のため、同法785条1項2号により、該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求手続（会社法787条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

**(4) 債権者保護手続 (会社法 789 条)**

分割会社は、会社法 789 条 2 項及び 3 項の規定に基づき、2021 年 7 月 27 日、官報に掲載する方法及び電子公告において債権者に公告しましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

**3 承継会社における債権者保護手続等に関する手続の経過**

**(1) 株主の差止請求 (会社法 796 条の 2)**

会社法 796 条 2 項本文に規定される簡易分割に該当する場合のため、同法 796 条の 2 ただし書きにより、該当事項はありません。

**(2) 株主の反対通知 (会社法 796 条 3 項) 及び反対株主の株式買取請求手続 (会社法第 797 条)**

会社法 796 条 1 項本文に規定される略式分割に該当する場合のため、同条 3 項及び同法 797 条 2 項 2 号かつこ書きにより、また同法 796 条 2 項本文に規定される簡易分割に該当する場合のため、同法 797 条 1 項ただし書きにより、該当事項はありません。

**(3) 債権者保護手続 (会社法第 799 条)**

分割会社は、会社法 799 条 2 項の規定に基づき、2021 年 7 月 27 日、官報において債権者に対して公告し、かつ知れている債権者に対して催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

**4 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項**

承継会社は、分割会社の事業のうち、吸収分割契約書別紙承継権利義務明細記載の樹脂コンパウンド事業 (ただし生産事業を除く。) に係る資産、負債その他これに付随する権利義務を承継しました。

なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：176 百万円 (概算)

承継負債の額：176 百万円 (概算)

**5 本件吸収分割に係る変更登記をした日**

2021 年 10 月 1 日 (予定)

**6 その他本件吸収分割に関する重要な事項**

該当事項はありません。

以 上